

特別支援保育のご案内

(4月1日入所用)



戸田市

特別支援保育とは

集団保育において配慮を必要とする児童に対する保育であり、心身に障がいをもつ児童が保育施設に入所し、児童の成長と発達を促進させることを目的としています。

1 対象となる児童

- (1) 保育施設において集団生活が可能であり、かつ、障がいの程度が軽度から中程度までの障がい児で日々通園ができる児童
- (2) 保護者が日中就労(月64時間以上)等のため、保育が難しいと認められた児童
- (3) 4月1日の入所を希望している戸田市在住の児童

2 受け入れ保育施設

市内の認可保育所(公立・私立)

3 定員

障がいの程度にもよりますが、1施設あたり4名以内です(クラス定員の中に含まれます。)
なお、市長が特に認めた場合は、この限りではありません。

4 必要な書類について

通常の入所申請の書類の他に次の書類が必要になります。

- (1) 特別支援保育申込児童の状況確認書
- (2) 心身状況表(0歳~2歳未満)(2歳以上)

特別支援保育申込みの流れ

事前相談

- ・保護者の方は、「特別支援保育の相談をしたい」旨を電話または保育幼稚園課窓口でお伝えいただき、日時の予約をしてください。専門職(看護師・保育士等)による簡単な聴き取り等をさせていただきますので、お子さんと一緒に保育幼稚園課へお越しください。(入所に必要な書類の他に特別支援保育申込みに必要な書類をご案内します。)

入所申請

- ・必要書類を保育幼稚園課へ提出し申込をしてください。

観察保育 (12月中旬)

- ・保育園で行われる観察保育(半日程度)にお子さんと一緒に参加していただきます。
- ・保護者の方からの聴き取りや観察保育の結果をもとに、お子さんの支援の必要性を特別支援保育審査会議にて検討し、特別支援保育対象の可否を決定します。可否の決定が難しい場合、再度観察保育をお願いすることもあります。

特別支援保育 審査会議

結果については、郵送でお知らせします。

なお、観察保育や特別支援保育審査会議には、学識経験者や専門職(保健師・看護師・公立保育園長・保育士等)が参加します。

利用調整

- ・利用調整を行い、入所の内定・保留を決定します。
市では、保育所等の定員の一部を特別支援保育(医療的ケア児を含む)の特別優先枠として設定しているため、先行して利用調整を行います。

結果通知 (2月上旬)

- ・利用調整の結果(入所内定・保留)を保護者へ郵送でお知らせします。

入所面接

- ・内定した園で入所面接を受けていただきます。
延長保育については、ご相談させていただくこともあります。
- ・入所説明会に参加していただきます。

利用開始 (4月1日)

- ・保育施設等利用決定通知書を送付します。
利用開始後は、お子さんが慣れるまでの一定期間、保育時間の短い「慣らし保育」の期間を設けています。

特別支援保育に関するQ & A

○特別支援保育の申請をしても入所できないことはありますか。

保育所等の定員の一部を特別支援保育(医療的ケア児を含む)の特別優先枠として設定しているため、特別支援保育の対象になった場合は先行して利用調整を行います。しかし、各保育所等の特別支援保育の定員に空きがない場合は入所できないこともあります。また、集団保育が困難なお子さんや日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要なおさんは入所できない場合もあります。その際は、療育施設など他の施設を紹介する場合もあります。

○特別支援保育の対象になると先生が1名ついてくれるのですか。

加配保育士は常時対象児童につくのではなく、クラスの児童全員を担当保育士と一緒に保育する形になります。同じクラスに複数の対象児童を受け入れる場合や、異年齢で受け入れる場合もあり、対象児童の状況により配置される保育士の人数が変わってきます。

○幼稚園でも特別支援保育の対象として入園できますか。

幼稚園でも障がいや発達に遅れのあるお子さんを受け入れている園がありますので、直接お問い合わせください。

○特別支援保育の対象になった場合、卒園するまで特別支援の対象でいられますか。

特別支援保育の対象としては1年ごとの見直しになりますので、支援の必要性がなくなると判断された場合は、特別支援保育の実施を終了し、通常保育の対象となります。

○入所後、市外に転出した場合は引き続き特別支援保育を受けられますか。

特別支援保育は戸田市民が対象となります。特別支援保育の対象となり、年度途中で市外への転出される場合等は、保育幼稚園課及び転居先の市へご相談ください。

○特別支援保育の対象になったら訓練や発達検査などはしてもらえますか。

学識経験者による巡回や訪問支援等を利用し、発達に応じた支援に対する助言を得て保育を行っていますが、訓練や検査などは行っていません。療育を希望される場合は、保育園と併せて療育施設をご利用ください。

○特別支援保育の対象となっても休日保育の利用はできますか。

休日保育は通常の保育とは違うため、個別に活動面等での配慮や対応が必要な場合、加配保育士を配置することができないため、ご利用はできません。

○特別支援保育の対象となっても延長保育は受けられますか。

お子さんの状況によりご相談させていただくことがあります。

○特別支援保育の対象となっても通常の手続きで転園は可能ですか。

受け入れ人数や加配職員の配置等の問題がありますので、転園を希望される場合は、保育幼稚園課にご相談ください。

